

IBM AdTarget

ご利用条件(以下、「ToU」といいます。)は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オフリング条件」(以下、「SaaS 特定オフリング条件」といいます。)、および、以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」(以下、「一般条件」といいます。)という表題の文書で構成されています

(URL:<http://www.ibm.com/software/sla/slabdb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

「ToU」は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オフリングのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。)に追加されるものであり、「ToU」と併せて完全な合意として成立します。「一般条件」とこれらの「SaaS 特定オフリング条件」の間に相違がある場合、「SaaS 特定オフリング条件」が「一般条件」に優先するものとします。

お客様はあらかじめ、本「ご利用条件」に同意する場合に限って、「IBM SaaS」を利用することができます。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。これらの「SaaS 特定オフリング条件」を提示された後で「同意する」ボタンをクリックすることにより、お客様は「一般条件」にも同意したものとみなされます。

お客様に代わって「ToU」に同意する場合は、お客様に「ToU」を遵守させる全権限を有していることを表明および保証するものとします。「ToU」に同意しない場合、またはお客様に「ToU」を遵守させる全権限を有していない場合は、いかなる方法でも、「IBM SaaS」を利用してはならず、「IBM SaaS」において提供される機能に関与することもできません。

第 1 章 – IBM 条件

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オフリングは、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」に基づき取得されるこれらの「SaaS 特定オフリング条件」の対象となります。

- IBM AdTarget

以下の「IBM SaaS」オフリングは、「IBM SaaS 特定オフリングのご契約条件」に基づき取得されるこれらの「SaaS 特定オフリング条件」の対象となります。

- IBM Coremetrics AdTarget

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、以下の課金単位に従って販売されます。

- 「ミリオン・サーバー・コール (MSC)」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「サーバー・コール」とは、1 つの「エンティティ ID」で追跡対象の訪問者によって開始されたタグ付きイベントの結果として、「IBM SaaS」に渡され、「IBM SaaS」によって処理されるデータをいいます。異なる「エンティティ ID」によって処理される「サーバー・コール」は、固有の「エンティティ ID」ごとに、固有の「サーバー・コール」としてカウントされます。「エンティティ ID」は、「IBM SaaS」内のデータへのアクセス権を分離もしくは制御、またはその両方を行います。このデータには、1 つ以上のお客様の Web サイトからの処理済みデータが含まれることがあります。「MSC」の各使用許諾は、1 件の「ミリオン・サーバー・コール」を表します。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に、処理される「サーバー・コール」の数をカバーするのに十分な「ミリオン・サーバー・コール」の使用許諾を取得する必要があります。
- 「エンゲージメント」は、サービスを取得する際の課金単位です。「エンゲージメント」は、「IBM SaaS」に関連するプロフェッショナル・サービス、研修サービスまたはその両方のサービスで構成されます。それぞれの「エンゲージメント」をカバーするのに十分な使用許諾を取得する必要があります。

3. 料金および課金

3.1 課金オプション

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。「IBM SaaS」サブスクリプション料金の課金オプションは、以下のとおりです。

- a. 全額前払い
- b. 毎月払い(後払い)
- c. 毎四半期払い(前払い)
- d. 年払い(前払い)

選択した課金オプションは、「PoE」または「取引文書」に定める期間に対して有効です。請求サイクルに応じた支払額は、年間サブスクリプション料金および1年間の請求サイクル数を基本に計算されます。

3.2 1か月に満たない期間の料金

1か月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求され、初回の請求書に記載されます。1か月に満たない期間の料金は、IBMがお客様に対して「IBM SaaS」へのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月の残りの日数に基づき計算されます。

3.3 超過料金

1月1日を開始日とする暦年に基づく四半期内に、お客様による「IBM SaaS」の実際の使用が、「PoE」または「取引文書」に記載された使用許諾の3倍を超えた場合、お客様は、適用される「PoE」または「取引文書」に記載される超過料率に従い、その超過分についても請求されます。特定の四半期内にプロビジョニングされた場合、お客様の超過料金は適宜按分計算されます。

3.4 リモート・サービス(担当者による作業)

「リモート・サービス」は、「エンゲージメント」の課金単位ごとに購入するものとし、注文時に請求されます。

4. アカウントの作成およびアクセス

「IBM SaaS ユーザー」がアカウント(以下、「アカウント」といいます。)を登録する場合、IBMは「IBM SaaS ユーザー」に対し、「アカウント」のIDおよびパスワードを付与します。お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」情報を管理し、最新の情報を保つよう適切な措置を講じる責任を負うものとし、お客様はいつでも、「アカウント」の登録または「IBM SaaS」の利用の際にお客様が提供する「個人情報」について、修正または「アカウント」情報からの削除を要求することができます。この情報は修正または削除されますが、削除により当該アカウントでは「IBM SaaS」にアクセスができなくなる場合があります。

お客様は、「IBM SaaS ユーザー」が各自の「アカウント」のIDおよびパスワードを保護し、「IBM SaaS ユーザー・アカウント」にアクセスできる者またはお客様に代わり「IBM SaaS」を利用できる者を管理するよう適切な措置を講じる責任を負うものとし、

5. リモート・サービス

5.1 IBM AdTarget Premium Onboarding Services / IBM Coremetrics AdTarget Premium Onboarding Services

「IBM SaaS」を契約中のお客様に対してリモート・コンサルティング、ベスト・プラクティス、研修、および構成作業を10時間を限度に提供します。サービスは、「クライアントID」ごとに購入するものとし、全時間数を使用したか否かに関わらず、「IBM SaaS」へのアクセスが可能になった旨の通知をお客様がIBMから受けた日から90日後に満了となります。

6. 「サブスクリプション期間」の更新

6.1 「サブスクリプション期間」の自動更新

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、自動更新と定めている場合、お客様は、有効期間満了日前までに書面による更新許可(例えば、注文書、注文レター、発注書)により、期間満了となる「IBM SaaS サブスクリプション期間」を「本契約」の条項に従って更新することができます。

IBMが有効期間満了日までにお客様から当該許可を受領していない場合、期間満了となる「IBM SaaS サブスクリプション期間」は、1年間または当該更新前の期間と同じ期間のいずれかの期間で自動的に更新されるものとし、ただし、IBMが、個々の状況に応じて、直接またはお客様のリセラー経由で、お

お客様が更新を希望しない旨の通知を有効期間満了日までに書面で受領した場合はこの限りではありません。それ以外の場合は、お客様は当該更新料金を支払うことに同意するものとします。

6.2 請求の継続

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、「サブスクリプション期間」の終了以降にも継続的に請求されると定めている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」に対するアクセス権を有するものとし、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は、90 日前までに、IBM に「IBM SaaS」の解約を要請する通知を書面で行わなければなりません。お客様の「IBM SaaS」へのアクセスの解約により、お客様には解約が効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

6.3 必要なお客様の更新

お客様の「PoE」が、サブスクリプションの更新について、終了すると定めている場合、「IBM SaaS」オファリングは、初回の「サブスクリプション期間」の末日に更新されないものとします。お客様は、初回の「サブスクリプション期間」の終了後にも「IBM SaaS」の利用を継続するためには、「IBM SaaS」の新規のサブスクリプションを取得する必要があります。「IBM SaaS」の新規のサブスクリプションを取得する場合、IBM 営業担当員またはお客様のリセラーにお問い合わせ下さい。

7. テクニカル・サポート

テクニカル・サポートは「IBM SaaS」オファリングおよび「前提ソフトウェア」に対して、規定に応じて、「サブスクリプション期間」中に提供されます。テクニカル・サポートは、「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとしては提供されません。

「テクニカル・サポート」の情報は、以下の Web サイトで閲覧可能です。<http://www.ibm.com/support>

8. 「IBM SaaS」オファリングの追加条件

8.1 第三者の Web サイトまたはその他のサービスへのリンク

お客様または「IBM SaaS ユーザー」が「コンテンツ」を第三者の Web サイト、または「IBM SaaS」にリンクされたその他のサービスもしくは「IBM SaaS」からアクセス可能なその他のサービスに送信する場合、お客様および「IBM ユーザー」は「コンテンツ」の当該送信を可能にするすべての同意を IBM に提供するものとします。ただし、かかる意思確認は、お客様および第三者の Web サイトまたは他のサービスの間でのみ行われるものとします。IBM は、かかる第三者のサイトまたはサービスに対するいかなる保証または表明もせず、いかなる責任も負いません。

8.2 セーフ・ハーバー原則の証明

IBM は、EU (欧州連合) からの情報の収集、使用および保存に関して、米国商務省が規定する「米国 - EU 間のセーフ・ハーバーの枠組み」に従うものとします。「セーフ・ハーバー」の詳細および IBM の認証宣言は、<http://www.export.gov/safeharbor/> でご覧いただけます。

8.3 クッキー

お客様は、IBM が、利用統計データと情報 (ユーザー・エクスペリエンスの改良に役立てること、およびユーザーとの間の対話をカスタマイズすること、またはそのいずれかを目的とした) を収集する際に、<http://www-01.ibm.com/software/info/product-privacy/index.html> に従って、個人を特定できる情報を収集するために、クッキーおよび追跡技術を使用することに同意するものとします。

8.4 サービス・レベル・アグリーメント

お客様の「PoE」が適用される「サービス・レベル・アグリーメント」(以下「SLA」といいます。)を定めている場合、「IBM SaaS」は、別紙 B として本「ToU」に添付されている SLA およびその SLA に定める救済に従って提供されます。SLA は、SLA に定義されているサービス・レベル・コミットメントに関するお客様の唯一かつ排他的な救済です。

IBM ご利用条件

第 2 章 – 各国固有の条件

以下の条項は、第 1 章で示された条項に代わる、または第 1 章で示された条項を変更します。本章で変更のない限り、第 1 章の条項は何ら変更なく有効に存続するものとします。第 2 章は「ご利用条件」の変更から成り、以下で構成されます。

- アメリカ大陸の国々での変更
- アジア太平洋の国々での変更
- ヨーロッパ、中東およびアフリカの国々での変更

北米、中南米地域における変更

ベリーズ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ハイチ、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグアおよびパナマ

6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following replaces the paragraph that begins "IF IBM DOES NOT RECEIVE SUCH AUTHORIZATION BY THE EXPIRATION DATE":

IBM will renew, for an additional payment, the expiring IBM SaaS Subscription Period for a one year term at the same price and billing frequency, if IBM or Customer's reseller receives (1) Customer's order to renew (e.g., order form, order letter, purchase order) prior to the expiration of the current Subscription Period or (2) Customer's payment within 30 days of Customer's receipt of the IBM SaaS invoice for the next term.

アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ

6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

Does not apply for Public Bodies who are subject to the applicable Public Sector Procurement Legislation.

ブラジル

6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following is added after the second paragraph:

The transaction document will describe the process of the written communication to Customer containing the applicable price and other information for the renewal period.

アメリカ合衆国

6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following sentence is added at the end of the paragraph that begins "IF IBM DOES NOT RECEIVE SUCH AUTHORIZATION BY THE EXPIRATION DATE" in 6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period:

CUSTOMER MAY TERMINATE THE IBM SaaS AT ANY TIME AFTER THE END OF THE INITIAL SUBSCRIPTION PERIOD ON ONE MONTH'S WRITTEN NOTICE, EITHER DIRECTLY TO IBM OR THROUGH CUSTOMER'S IBM RESELLER, AS APPLICABLE, IF IBM HAS NOT RECEIVED CUSTOMER'S WRITTEN AUTHORIZATION (e.g., order form, order letter, purchase order) TO RENEW CUSTOMER'S EXPIRING IBM SaaS SUBSCRIPTION PERIOD. IN SUCH EVENT, CUSTOMER MAY OBTAIN A PRORATED REFUND.

アジア太平洋地域における変更

バングラデシュ、ブータンおよびネパール

6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following replaces the paragraph that begins "IF IBM DOES NOT RECEIVE SUCH AUTHORIZATION BY THE EXPIRATION DATE" in 6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period:

IBM will renew, for an additional payment, the expiring IBM SaaS Subscription Period for a one year term at the same price and billing frequency, if IBM or Customer's reseller receives (1) Customer's order to renew (e.g., order form, order letter, purchase order) prior to the expiration of the current Subscription Period or (2) Customer's payment within 30 days of Customer's receipt of the IBM SaaS invoice for the next term.

ヨーロッパ、中東、およびアフリカ (EMEA) 諸国における変更

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦

6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period

The following replaces the paragraph that begins "IF IBM DOES NOT RECEIVE SUCH AUTHORIZATION BY THE EXPIRATION DATE" in 6.1 Automatic Renewal of a Subscription Period:

IBM will renew, for an additional payment, the expiring IBM SaaS Subscription Period for a one year term at the same price and billing frequency, if IBM or Customer's reseller receives (1) Customer's order to renew (e.g., order form, order letter, purchase order) prior to the expiration of the current Subscription Period or (2) Customer's payment within 30 days of Customer's receipt of the IBM SaaS invoice for the next term.

別紙 A

IBM AdTarget または IBM Coremetrics AdTarget は、お客様が特定のサイト訪問アクティビティおよびセグメント ID 情報を選択して、IBM 認定の表示広告パートナーに同時配信できるようにします。AdTarget 内でシンジケーション用に使用可能なデータは、お客様による IBM Digital Analytics または IBM Coremetrics Web Analytics の使用の範囲内のデータ収集に対してお客様が指定したタグ付きイベントから直接導出されます。お客様が選択したパートナーに対して送信される訪問アクティビティとセグメントに関するデータはその後、訪問者がお客様のサイトを離れた後で訪問者に対して関連広告を提供するベンダーが使用します。

AdTarget は、一度に最大 3 つの IBM 認定の表示広告パートナーに対して、IBM Digital Analytics または IBM Coremetrics Web Analytics のデータおよび訪問者セグメント ID のアクティブ・シンジケーションをサポートします。お客様は、AdTarget ユーザー・インターフェース内で直接、パートナー・データ・シンジケーションのレベルを管理します。

AdTarget は、お客様による Digital Analytics または IBM Coremetrics Web Analytics のタグの実装に応じて、「ページの表示」、「製品ビュー」、「ショッピング操作」、「注文」、「検索」、「Conversation Event」の活動に関連するデータ要素のシンジケーションをサポートします。

別紙 B

本 SLA は、以下の「IBM SaaS」を対象としており、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」で指定される場合に適用されます。

- IBM AdTarget / IBM Coremetrics AdTarget

IBM は、以下の条件に従って、本 SLA をお客様に提供します。開始時またはお客様のサブスクリプション期間の更新時における最新版の本 SLA の条件が、適用されます。

1. 定義

- a. 「アプリケーション・ダウン時間」とは、IBM が提供する部分のアプリケーション・インターフェースのユーザーが、適切な許諾を得ているあらゆるサービスを利用できなくなる期間をいいます。言い換えると、適切な許諾を得ているユーザーが一人でもいずれかの「サービス」を利用できる場合、「ダウン時間」には該当しません。
- b. 「権限を有する担当者」とは、お客様が IBM に対して指定している、本 SLA に基づき「請求」を提出することが認められた個人をいいます。
- c. 「可用性クレジット」とは、IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「サービス」のサブスクリプション料金の将来の請求額からの相殺の形式で適用されます。
- d. 「請求」とは、本 SLA に基づいて、お客様の「権限を有する担当者」が IBM に対して提出する、「契約月」中に「サービス・レベル」が満たされていない旨の主張をいいます。
- e. 「契約月」とは、月の一日の午前 12 時 (グリニッジ標準時) から当該月の末日の午後 11 時 59 分 (グリニッジ標準時) までを基準とする「サービス」期間中の各一箇月をいいます。
- f. 「お客様」とは、IBM に対して「サービス」を直接申し込み、IBM との「サービス」に関する契約に基づく重大な義務 (支払義務を含みます。) に違反していない法人または団体をいいます。
- g. 「ダウン時間」とは、以下の表に示した対応する「サービス・レベル」に適用可能な「アプリケーション・ダウン時間」または「インバウンド・データ処理ダウン時間」をいいます。「ダウン時間」には、「サービス」が以下のいずれかに起因して利用できなくなった場合の期間は含まれません。
 - 計画されたシステムのダウン時間。
 - 不可抗力。
 - お客様または第三者のアプリケーション、機器またはデータの不具合。
 - お客様 (お客様のパスワードまたは機器を使用して「サービス」へアクセスするあらゆる利用者を含みます。) または第三者の作為または不作為。
 - 「サービス」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームを満たさないこと。
 - IBM が「お客様」または「お客様」に代わる第三者が提供する設計、仕様、または指示に従った場合。
- h. 「事象」とは、「サービス・レベル」が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。
- i. 「不可抗力」とは、天災、テロリズム、労働争議、火災、洪水、地震、暴動、戦争、政府の法令、命令もしくは制限、ウィルス、サービス妨害攻撃およびその他の悪意の行為、ユーティリティおよびネットワーク接続の不具合、または IBM が合理的に制御できない「サービス」が提供不能となるその他の原因をいいます。
- j. 「インバウンド・データ収集ダウン時間」とは (該当する場合)、 「サービス」において、「サービス」のインバウンド・データ処理エレメントからインバウンド・データを収集できない期間をいいます。

- k. 「計画されたシステムのダウン時間」とは、保守作業のための定期的なサービスの停止をいいます。
- l. 「サービス」とは、本 SLA が適用され、本 SLA の最初のページに記載されているサービスをいいます。
- m. 「サービス・レベル」とは、IBM が本 SLA において提供する「サービス」のレベルを評価するための、以下に規定する基準をいいます。

2. 「可用性クレジット」

お客様が、「請求」を申請するためには、IBM の重要度 1 のサポート問題の報告手順に従って、各「事象」に対するサポート・チケットを、該当する「サービス」の IBM お客様サポート・ヘルプ・デスクに対して、記録しなければなりません。お客様は、「事象」に関するすべての必要な詳細情報（「事象」が最初に影響を与えた時刻を含みます。）を提出し、「事象」の分析および解明につき、重要度 1 のサポート・チケットが要求する範囲で IBM を合理的に支援しなければなりません。かかるチケットは、「事象」がお客様の「サービス」の利用に影響を与えていることをお客様が最初に認識してから 24 時間以内に記録しなければなりません。

お客様の「権限を有する担当者」は、お客様の「可用性クレジット」の「請求」を、「請求」の対象となる「契約月」の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。

お客様の「権限を有する担当者」は、「請求」に関するあらゆる合理的な詳細（関連するすべての「事象」および満たされていないとして請求する「サービス・レベル」についての詳細な説明を含みますがこれに限られません。）を、IBM に提出しなければなりません。

IBM は、以下の表に示した対応する「サービス・レベル」に適用可能な、各「契約月」中における「ダウン時間」の合計時間を内部で測定します。「可用性クレジット」は、「ダウン時間」が最初に影響を与えたことがお客様より報告された時刻から測定されるダウン時間に基づいて決定されます。お客様が、「アプリケーション・ダウン時間」の「事象」と「インバウンド・データ処理ダウン時間」の「事象」が同時に発生したと報告した場合、IBM は「ダウン時間」の重複する期間を、2つの別のダウン時間としてではなく単一のダウン時間として扱います。IBM は、有効な各「請求」に対して、適用可能な「可用性クレジット」の最高額を、以下の表に示した各「契約月」において達成した「サービス・レベル」に基づいて適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。

「一括サービス」（複数の個別「サービス」を組み合わせパッケージとし、単一料金で販売しているもの）に対する「可用性クレジット」は、「一括サービス」に対する合計の単一月額料金に基づいて計算されるものとし、各個別「サービス」に対するサブスクリプション月額料金には基づかないものとします。お客様は、各「契約月」の一括サービスにおいて、一つの個別「サービス」に関する「請求」のみ提出することができます。各「契約月」の一括サービスにおいて2つ以上の「サービス」に対して「可用性クレジット」を適用することはできません。

お客様が、認定された IBM ビジネス・パートナーからの再販売取引によって「サービス」を購入した場合で、IBM が「サービス」および SLA のコミットメントを履行する第一義的な責任を負う場合、「可用性クレジット」は、「請求」の対象となる「契約月」において有効な「サービス」に対するその当時の「レベル別推奨数量割引料金」（以下、「RSVP」といいます。）に基づいて計算され、それを、50% 割引した額となります。

各「契約月」に支払われた「可用性クレジット」の合計額は、いかなる状況においても、お客様が IBM の「サービス」に対して支払った年額料金の 1/12 の 20% を超えないものとします。

IBM は、IBM の記録から入手し得る情報に基づいて、「請求」の検証を合理的に判断します。お客様の記録におけるデータと IBM の記録の間で相違がある場合は、IBM の記録が優先します。

本 SLA に基づいてお客様に提供される「可用性クレジット」は、「請求」に関するお客様の唯一かつ排他的な救済措置です。

3. サービス・レベル

サービス	適用可能なサービス・レベル	
	「契約月」におけるアプリケーションの可用性	「契約月」におけるインバウンド・データ収集の可用性
IBM AdTarget / IBM Coremetrics AdTarget	Y	N

「契約月」において達成した「サービス・レベル」	「可用性クレジット」 (「請求」の対象である「契約月」における月額サブスクリプション料金の割合)
99% – 99.949%	2%
98% – 98.999%	5%
97% – 97.999%	12%
97.000% 未満	20%

「達成したサービス・レベル」の割合は、(a)「契約月」における分単位の総時間数から、(b)「契約月」における「ダウン時間」の分単位の総時間数を控除し、それを(c)「契約月」における分単位の総時間数で除することにより算出され、その比率は、パーセンテージで示されます。

例: 「契約月」における「ダウン時間」が 50 分である場合

30 日の「契約月」における合計 43,200 分 - 「ダウン時間」 50 分 = 43,150 分 <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> 30 日の「契約月」における合計 43,200 分	= 99.884% の「達成したサービス・レベル」に対する 2% の「可用性クレジット」
---	---

4. 除外事項

本 SLA は、IBM のお客様に限り、利用することができます。本 SLA は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版およびトライアル版の「サービス」。
- 非実稼働環境(テスト、災害復旧、Q&A、または開発用環境などを含みますが、これらに限られません)。
- 「サービス」における IBM のお客様のユーザー、ゲスト、および参加者による「請求」。
- お客様が、「ご利用条件」、「利用規定」またはお客様の「サービス」に対する契約に基づく重大な義務に違反(支払義務の不履行を含みますが、これに限られません。)した場合。